

別添1 連絡文書集

以下は、組合、中央会及び農事組合法人の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりである。

（局長通知）

1. 農業協同組合等が行う特定の宅地等供給事業のために買取られた転用相当農地等の譲渡に係る租税特別措置法の適用について（昭和49年農経A第1209号農林省農林経済局長通知）
2. 人権問題に関する啓発推進の取組みの強化について（平成11年7月7日付け11農経A第865号農林水産省経済局長通知）
3. 農事組合法人の事業範囲について（依頼）（平成16年7月15日付け16経営第2015号農林水産省経営局長通知）（参考：法務省民事局長あて通知）

（課長通知）

1. 市町村合併に伴う行政区画の変更と組合等の地区の登記について（昭和30年6月20日付け）
2. 法人税等の非課税措置を受けるための申請手続きについて（昭和59年5月29日付け59-468農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
3. 農業協同組合の合併に伴う農業協同組合の既存施設の有効活用等の推進について（平成12年5月18日付け12農経A第691号農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
4. 農協合併等に伴う既存施設の有効活用等の推進（平成12年12月15日付け12-14農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
5. 休眠組合の整理に係る手続きについて（平成13年11月29日付け13経営第4311号農林水産省経営局協同組織課長通知）
6. 農事組合法人の指導に係る手続について（平成19年2月28日付け18経営第6783号農林水産省経営局協同組織課長通知）

別添２ 別紙様式・記載例・定款例集（別添）

本事務ガイドラインにおける別紙様式について、別添のとおり書式例、記載例及び定款例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

別添 3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業を除く。）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理基準は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理基準
・ 第11条の23第1項の規定による信託規程の承認 ・ 第11条の23第3項の規定による信託規程の変更、廃止の承認 ・ 第11条の26の規定による信託受託農協の辞任の許可 ・ 第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認 ・ 第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更、廃止の承認 ・ 第11条の32第1項の規定による農業経営規程の承認 ・ 第11条の32第3項の規定による農業経営規程の変更、廃止の承認 ・ 第73条の26第1項の規定による中央会の監査規程の承認 ・ 第73条の26第3項の規定による中央会の監査規程の変更の承認	1 月
・ 第44条第2項の規定による定款変更の認可 ・ 第59条の規定による組合の設立の認可 ・ 第64条第2項の規定による組合の解散の議決の認可 ・ 第65条第2項の規定による組合の合併の認可 ・ 第70条第2項の規定による連合会の権利義務の承継の認可 ・ 第73条の33第2項の規定による中央会の定款の変更の認可 ・ 第73条の45第1項の規定による中央会の設立の認可 ・ 第73条の48第2項の規定による中央会の解散の議決の認可	2 月

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理基準
・ 第202条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認 ・ 第206条第2項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延	1 月

期の承認

- ・ 第222条第2項の規定による農業協同組合監査士に関する資格試験の試験科目等の承認
- ・ 第222条第3項の規定による組合の監査事業の実務補習に関する事項の承認
- ・ 第232条第6項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認

〈目 次〉

ページ

＜様式＞

0-3-4	別紙様式1（不祥事件等の報告）	1
0-5-3	別紙様式2-1（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）	5
0-5-4	別紙様式2-2（自己資本基準等改善状況の報告）	6
0-5-4	別紙様式2-3（自己資本基準等改善状況の報告）	9
1-1-1	別紙様式3（組合設立の認可）	14
1-1-1	別紙様式4-1（組合の定款変更の認可）	15
1-1-1	別紙様式4-2（組合の定款変更の届出）	16
1-1-1	別紙様式5（組合解散の認可）	17
2-1、2-2、2-3	別紙様式6（〇〇規程の承認）	18
2-1、2-2、2-3	別紙様式7（〇〇規程変更の承認）	19
2-1、2-2、2-3	別紙様式8（〇〇規程廃止の承認）	20
3-1-1	別紙様式9（中央会の定款変更の認可）	21
3-2-1	別紙様式10（監査規程変更の承認）	22
3-2-1	別紙様式11（監査規程廃止の承認）	23
5-2-1	別紙様式12-1（子会社等財務報告書・組合報告用）	24
5-2-1	別紙様式12-2（子会社等管理状況報告書・組合報告用）	25
5-2-3	別紙様式13-1（子会社等財務報告書・取りまとめ用）	26
5-2-3	別紙様式13-2（子会社等管理状況報告書・取りまとめ用）	27
6-2-1	別紙様式14（新設合併の認可）	28
6-2-1	別紙様式15（吸収合併の認可）	29
6-2-1	別紙様式16（吸収合併の認可（法第65条の2に定める合併手続を行う場合））	30

＜記載例・定款例＞

6-1-1	別紙記載例（固定した債権の償却に関する方策）	32
7-2	別紙定款例（農事組合法人定款例）	34

不祥事件等の概要

平成 年 月 日現在	第 報	当初報告日(第1報)	平成 年 月 日
------------	-----	------------	----------

(最終報告は「最終報」と記述すること)

都道府県名		組合名	農業協同組合
発生部署名		指定組合(農協法第10条第18項)の指定の有無	有・無
		特定農協(信用事業令第59条)の承認の有無	有・無

不祥事件等の内容の事業区分 (信用・共済・販売・購買・その他)		報告書作成者 の所属・氏名	(所属) (氏名)
------------------------------------	--	------------------	--------------

1. 当事者について

氏名		性別		年齢		在職期間	年 月
----	--	----	--	----	--	------	-----

職 種	(管理職・一般職・臨時職・派遣等を記入する。)	役職名	
-----	-------------------------	-----	--

2. 不祥事件等の概要

① 不祥事件等の種類	(業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等を記入する。)
② 発覚の端緒	(本不祥事件等発覚の端緒となった出来事を記入する。)
③ 当事者の動機	(当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。)
④ 手口	(不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。)
⑤ 不祥事件等が防げなかった管理上の問題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)

3. 発生から報告までの経過

不祥事件等の発覚年月日	平成 年 月 日
不祥事件等の行われた時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
不祥事件等の行われた期間	年 ヶ月

不祥事件等の調査・解明部署名	
----------------	--

○調査・解明部署が行った調査の結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不祥事件等の調査・解明を行うに当たって事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。)
-----------	--

理事会への報告年月日	平成 年 月 日
経営管理委員会への報告年月日	平成 年 月 日

○理事会(経営管理委員会)提出資料及び議事録(抄本)を添付する。

行政庁への報告年月日	平成 年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(農業協同組合法施行規則(平成17年3月22日付け農林水産省令第27号)第231条第5項に違反する場合)は報告遅延理由を記入する。)

中央会への報告年月日	平成 年 月 日
------------	----------

警察への連絡年月日	〇〇署へ平成 年 月 日に連絡(又は被害届を提出)
(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不祥事件等について警察に連絡(又は被害届を提出)していない場合はその理由を記入する。)

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

○新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

○組合員へ説明を行った場合は、組合員に配布した資料を添付する。

4. 内部監査の状況

当該不祥事件等発生部署に対する内部監査の実施日(直近3ヵ年)	平成 年 月 日	通告・無通告
	平成 年 月 日	通告・無通告
	平成 年 月 日	通告・無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近3ヵ年で当該不祥事件等発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。)	

5. 被害状況

(単位：千円)

被害額(A)	補てん額又は 補てん見込額	実被害額(C) (A)-(B)	実被害額の処理方法
	当事者 親 親族 保証人 〇〇保険 役員 職員 その他 合計(B)		(補てん後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)

6. 当事者等への処分等

① 当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合はその理由を記入する。)

○就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲戒委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	平成 年 月 日
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。)
退職金の支払状況	(全額支給・〇〇%カット・全額不支給のいずれかを記入する。)
	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。)

② 役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職名	氏 名	処 分 内 容

③ 告訴

告訴の有無	有 ・ 無	告訴年月日	平成 年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合はその理由を記入する。)			

7. 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数))	有 ・ 無 (/)

講じた再発防止策

(発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)

講じる再発防止策

(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)

上記再発防止策の履行状況を確認するための手段

(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

注1：第1報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告(電話報告でも可)し、第2報として、発生から一週間以内に、先に報告した内容に加え、不祥事件等の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：連合会については、「組合」を「連合会」に「農業協同組合」を「農業協同組合連合会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「代表理事会長」又は「理事長」に置き換えること。

注3：中央会については、「組合」を「中央会」に「農業協同組合」を「農業協同組合中央会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「会長」に置き換えること。

注4：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

0－5－3 別紙様式2－1（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）

番 号
年 月 日

農業協同組合（連合会、中央会等）名
代表理事組合長（代表理事理事長、代表理事会長、会長等）名

農林水産大臣
農政局長
都道府県知事

検査指摘事項に対する改善状況等の報告について

平成 年 月 日を基準日として実施した貴組合の検査の結果を平成 年 月 日付け第 号で検査書として交付したところであるが、検査指摘事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注1）について、農業協同組合法第93条第1項（注2）の規定に基づき報告を求めるので、平成 年 月 日までに報告（正本1部、副本〇部）されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に《金融庁長官及び》農林水産大臣〔都道府県知事〕に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て【審査請求】をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6カ月以内に国（都道府県）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できなくなる。）。また、異議申立て【審査請求】をした場合には、当該異議申立て【審査請求】に対する決定があったことを知った日から6箇月を経過したとき又は当該決定の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

- ※ 《 》は、法第10条第1項第3号の事業を行う組合に対する処分を行う場合。
〔 〕は、都道府県知事が処分を行う場合（法第10条第1項第3号の事業を行う組合に対する処分を行う場合を除く）。
【 】は、農政局長が処分を行う場合及び都道府県知事が法第10条第1項第3号の事業を行う組合に対する処分を行う場合。

注1） リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、次の注書きを追加すること
リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

注2） 子会社に対して報告を求める場合は、「農業協同組合法第93条第1項」を「農業協同組合法第93条第2項」とすること。

0-5-4 別紙様式2-2（自己資本基準等改善状況の報告）

農林水産大臣 農政局長 都道府県知事 農業協同組合（連合会）名 代表理事組合長（代表理事理事長、代表理事会長、会長等） 氏 名 印 財務改善計画の報告について 平成 年 月 日付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので報告致します。	番 号 年 月 日
---	----------------------

（別添）

財 務 改 善 計 画 書

農業協同組合（連合会）名

1. 財務の状況及び改善目標年度

（単位：百万円）

	金 額	解 消 年 度
自 己 資 本 基 準（施行令第3条の2）	不足額 ▲	〇〇年度
他部門運用基準（施行令第3条の3）	超過額	〇〇年度

注1：自己資本基準不足額は2. ⑨（直近年度末の数値）と一致する。

注2：他部門運用基準超過額は2. ⑫（直近年度末の数値）と一致する。

2. 改善目標（総括表）

（単位：％、百万円）

	〇〇年度末 現在	〇〇年度末		〇〇年度末 （解消）
自己資本の額 ①				
固定資産の額（減価償却累計額を除く） ②				
固定資産取得等のための借入金 ③				
土地の再評価差額相当額 ④				
規制対象固定資産の額 （②－③－④）＝⑤				
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く） ⑥				
うち系統・基金協会出資金の額 ⑦				
規制対象外部出資の額 （⑥－⑦）＝⑧				
自己資本不足額 （①－⑤－⑧）＝⑨				
比率 （①／（⑤＋⑧）×100）＝⑩				
他部門運用額 ⑪				
他部門運用超過額 （⑪－①）＝⑫				
他部門運用比率 （⑪／①×100）＝⑬				

3. 財務改善計画

(1) 自己資本増強計画

① 取組方針

② 資本調達計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
当年度出資金増加額					
本出資金増加額					
うち後配出資					
回転出資金増加額					
回転出資金減少額 (▲)					
非累積的永久優先出資増加額					
内部留保増加額					
当年度増加額計					
期末自己資本額					

注：期末自己資本額は2. ①の額と一致する。

(2) 固定資産取得・処分計画

① 取組方針

② 取得・処分計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	〇〇年度 (解消)
固定資産取得額					
取得予定施設内訳					
固定資産処分額					
処分予定施設内訳					
償却額（無形の直接償却含む）					
期末固定資産額					

注：期末固定資産額は2. ②の額と一致する。

(3) 資金調達・償還計画

① 取組方針

② 借入・償還計画

総括表

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注1：農業協同組合法施行規則第201条第2項で規定する借入金を記入する。

注2：期末借入金残高の額は2. ③の額と一致する。

(うち〇〇資金又は〇〇からの借入)

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注：資金種類（系統資金、近代化資金、農林金融公庫資金、その他金融機関等）ごとに作成する。

(4) 外部出資の出資・引揚計画

① 取組方針

② 出資・引揚計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)
外部出資増加額				
出資先内訳				
外部出資引揚額				
出資先内訳				
償却・引当額				
期末外部出資額				
うち系統・基金協会出資金額				
期末規制対象外部出資額				

注1：期末外部出資額は2. ⑥の額と一致する。

注2：うち系統・基金協会出資金額は2. ⑦の額と一致する。

注3：期末規制対象外部出資額は2. ⑧の額と一致する。

(5) 他部門運用解消計画

① 取組方針

② 解消計画

(単位：百万円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	〇〇年度 (解消)
期首他部門運用超過額					
当期解消額 (▲)					
内訳					
期末他部門運用超過額					

注：期末他部門運用超過額は2. ⑫の額と一致する。

(記載上の注意)

信用事業を行わない組合及び信用事業を行う組合で他部門運用額が基準を超過しない組合については、3. (5)を省略し、信用事業を行う組合で他部門運用額の基準のみ超過している組合については、3. (2)～(4)を省略する（省略した場合は3. (5)を3. (2)とする。）。

0-5-4 別紙様式2-3（自己資本基準等改善状況の報告）

農林水産大臣 農政局長 都道府県知事 〇〇〇厚生農業協同組合連合会 代表理事会長（代表理事理事長） 財務改善計画の報告について 平成 年 月 日付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので報告致します。	番 号 年 月 日 氏 名 印
--	-----------------------------------

（別添）

財 務 改 善 計 画 書

〇〇〇厚生農業協同組合連合会

1. 財務の状況及び改善目標年度

（単位：百万円）

	金 額	解 消 年 度
自己資本基準（施行令第3条の2） （比 率）	不足額▲ （ % ）	〇〇年度

注：自己資本基準不足額及び比率は、それぞれ（表1-1）⑧及び⑨と一致する。

（表1-1）改善目標

（単位：百万円、%）

	〇〇年度末 現在	〇〇年未度		〇〇年度末 （解消）
自己資本の額 ①				
固定資産の額（減価償却累計額を除く） ②				
固定資産取得等のための借入金 ③				
規制対象固定資産の額（②－③）＝④				
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く） ⑤				
うち系統・基金協会出資金の額 ⑥				
規制対象外部出資の額（⑤－⑥）＝⑦				
自己資本不足額（①－④－⑦）＝⑧				
比率（①／（④＋⑦）×100）＝⑨				

（表1-2）財務改善計画

（単位：百万円）

	〇〇年度 現 在	〇〇年度 計 画		〇〇年度 （解消）	合 計
出資金増加額					
回転出資金増減額					

内部留保増加額					
当年度増加額					
有形固定資産増減額					
有形固定資産取得額					
有形固定資産処分額					
減価償却増減額					
償却後有形固定資産増減額					
無形固定資産増減額					
固定資産額					
長期借入金増減額					

2. 固定資産取得・処分計画
(表2-1) 固定資産取得計画

(単位：百万円)

年 度	施設名 (住所)	規模・構造等	取得見込価額	資金計画 (借入要件)	備 考

注：病院の新・改築については、当該病院毎に収支がプラスとなるまでの長期収支計画を添付すること。

(表2-1-2) 借入・償還計画
(資金名：)

(単位：百万円)

	〇〇年度	〇〇年度		〇〇年度	合 計
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注1：資金種類（農業近代化資金、農林公庫資金、系統資金等）ごとに作成すること。

注2：自己資本基準達成年度までの期間について作成すること。

(表2-2) 固定資産処分計画

(単位：百万円)

年 度	施設名 (住 所)	取得年月日	取得価額	減価償却 累 計 額	予定売却額	備 考

3. 経営・財務改善計画

財務改善対策（増資、行政の支援、固定資産取得見直し等）
収入確保対策
費用圧縮対策
その他（日本医療機能評価機構認定、機能指定等）

注：主要な改善対策について、具体的に記載すること。

(表 3－1) 事業規模 (○年度末現在)

病院数	病院
病床数	床 (一般 床 療養 床 結核 床 精神 床 感染症 床)
病床数県内シェア	%
職員数	人
100床当たり職員数	人
取扱患者延数	人 (外来患者延数 人 入院患者延数 人)

(表 3－2) 収支計画書

(単位：百万円)

	○年度末 現在	○年度 計画		○年度 計画	○年度 計画
医療収益					
外来診療収益					
入院診療収益					
室料差額収益					
保健予防活動収益					
受託検査・施設利用収益					
保険査定減 ▲					
その他の医業収益					
施設運営収益					
保健資材収益					
養成収益					
訪問看護収益					
老人福祉事業収益					
その他収益					
事業収益計					
医業費用					
材料費					
委託費					
保健予防活動費用					
施設運営費用					
保健資材費用					
養成費用					
訪問看護費用					
老人福祉事業費用					
給与費					
設備関係費					
研究研修費					
業務費					
貸倒引当金繰入額					
その他費用					
事業費用計					
事業収益（又は損失）					
事業外収益					
事業外費用					

経常利益（又は損失）					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益（又は損失）					
法人税・住民税					
当期利益金（又は損失）					

（表３－３）事業収益対比表

（単位：百万円、％）

	○年度末 現在	○年度 計画		○年度 計画	○年度 計画
事業収益	(100%)	(100%)		(100%)	(100%)
給与費	()	()		()	()
医業費用	()	()		()	()
材料費	()	()		()	()
委託費	()	()		()	()
設備関係費	()	()		()	()
減価償却費	()	()		()	()
業務費	()	()		()	()
事業費用計	()	()		()	()
支払利息	()	()		()	()
損益	()	()		()	()

（表３－４）主要指標の推移（過去５年間）

（単位：％、円）

区 分	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
事業収益対給与費率 $\left(\frac{\text{給与費}}{\text{事業収益}} \times 100 \right)$					
付加価値労働分配率 $\left(\frac{\text{給与費}}{\text{付加価値}} \times 100 \right)$					
材料費率 $\left(\frac{\text{材料費}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$					
委託費率 $\left(\frac{\text{委託費}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$					
減価償却率 $\left(\frac{\text{減価償却費}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$					
総資産利益率 $\left(\frac{\text{当期利益}}{\text{総資産}} \times 100 \right)$					

（ 総 資 産 ）						
年間病床利用率	$\left(\frac{\text{年間入院延患者数}}{\text{許可病床年間延数}} \times 100 \right)$					
平均在院日数	$\left(\frac{\text{在院患者延数}}{(\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) \times 1/2} \right)$					
外来患者1人1日当たり収入	$\left(\frac{\text{年間の外来収入}}{\text{外来患者延数}} \right)$					
入院患者1人1日当たり収入	$\left(\frac{\text{年間の入院収入}}{\text{入院患者延数}} \right)$					

4. その他

- (1) 計画書は、農業協同組合法施行令の自己資本の基準を達成する年度までの各年について作成すること。
- (2) 取組中の中長期事業計画があれば添付すること。
- (3) 必要に応じて、参考資料を添付すること。

1－1－1 別紙様式3（組合設立の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

発起人 住 所
代表者氏名

印

設立認可申請書

農業協同組合法第59条の規定により、 農業協同組合の設立
の認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 法第55条に規定する発起人会の開催に関する書類
（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- 6 法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類
（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- 7 法第57条に規定する設立準備会の開催に関する書類
（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- 8 法第58条に規定する創立総会の開催に関する書類
（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- 9 その他必要な書類
（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

1－1－1 別紙様式4－1（組合の定款変更の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第44条第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 事業報告書
- 6 事業計画書
- 7 役員名簿
- 8 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

1－1－1 別紙様式4－2（組合の定款変更の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

定款変更届出書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第44条第4項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

1－1－1 別紙様式5（組合解散の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

解散認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の議決を行ったので、
農業協同組合法第64条第2項の規定により解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 清算人名簿
- 4 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 5 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

2－1、2－2、2－3 別紙様式6（〇〇規程の承認）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇規程承認申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を定める議決を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程全文
- 3 規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

注1）〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注2）農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

2-1、2-2、2-3 別紙様式7 (〇〇規程変更の承認)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇規程変更承認申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する議決を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

注1）〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注2）農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

2－1、2－2、2－3 別紙様式8（〇〇規程廃止の承認）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇規程廃止承認申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を廃止する議決を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

注1）〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注2）農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

3－1－1 別紙様式9（中央会の定款変更の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第73条の33第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の議決をした総会議事録（謄本）
- 5 その他必要な書類

（総会招集通知の写し、全国農業協同組合中央会の指導連絡文書の写し等）

3－2－1 別紙様式10（監査規程変更の承認）

		番 号
		年 月 日
農林水産大臣	殿	
		住 所
		中央会名
会長	氏 名	印
〇〇中央会監査規程変更承認申請書		
監査規程を変更したいので、農業協同組合法第73条の26第3項の規定により規程変更の承認を申請します。		
（添付書類）		
1 理由書		
2 監査規程新旧対照表		
3 監査規程全文（現行のもの）		

3－2－1 別紙様式11（監査規程廃止の承認）

		番 号	
		年 月 日	
農林水産大臣		殿	
		住 所	
		中央会名	
		会長	氏 名 印
〇〇中央会監査規程廃止承認申請書			
監査規程を廃止したいので、農業協同組合法第73条の26第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。			
(添付書類)			
1 理由書			

[記入例]

子会社等財務報告書

霞ヶ関農業協同組合

1. 子会社等の概要

子会社等の名称	連結対象	持分法	法人の形態	業種区分	設立等事由	保有議決権割合					会社の役員数		財産状態						損益状況			剰余金の配当状況	設立年月日	備考
	連結の範囲					当組合保有	組合の子会社及び子法人等保有	他の組合保有	その他	計	うち組合出身の役員・使用人の数	資産計		負債計		資本計		当期売上高	経常利益	当期純利益	配当額			
												うち組合に対する債権	うち組合に対する債務	うち資本	うち金									
(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)						
農林水産株式会社	○		口	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021	S55.10.1	
計													1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021		

2. 記入上の留意点

- ① 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。
② 期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
③ 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに○を記入する。
④ 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
⑤ 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
⑥ 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
⑦ 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
⑧ 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子会社
ロ	子法人等(子会社を除く)
ハ	関連法人等

4. 業種区分

区分	業種
A	信用事業(信用事業子会社に該当するもの。)
B	共済事業(共済事業子会社に該当するもの。)
C	生産資材供給(LPG、SS事業を除く。)
D	生活物資供給(Aコープ)
E	SS事業(ガソリンスタンド)
F	LPガス事業
G	農機自動車販売・修理事業
H	農畜産物・農畜産物加工販売事業
I	農作業受託事業
J	農業経営(農業生産法人)
K	リース事業
L	不動産事業
M	旅行事業
N	福祉事業
O	葬祭業
P	運送・輸送業
Q	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に1の備考欄に記入。)

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の農業協同組合又は農業協同組合連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む)と共同して事業を行うため
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に6の特記事項に記入。)

6. 特記事項(作成上の前提等を記入する。)

[記入例]

子 会 社 等 管 理 状 況 報 告 書

霞ヶ関農業協同組合

子 会 社 等 の 名 称	管 理 ・ 運 営 の 基 本 方 針		子 会 社 等 の 管 理 業 務 の 所 管		理事会 (経営管理委員会を置く組合にあっては、 理事会及び経営管理委員会) への報告			監 査 (関連法人等を 除く)	備 考
	組合の中長期的 な経営計画及び 経営戦略の中で の子会社等の位 置付け及び役割 の明確化の有無	子会社等におけ る経営計画及び 経営戦略の策定 の 有 無	子 会 社 等 の 管 理 部 門	子 会 社 等 管理規程の有無	子 会 社 等 決 算 概 況	子 会 社 等 事業実績の有無	その他理事会が 指示した事項		
農 林 水 産 株 式 会 社	有	有	○ ○ 部	有	有	無	有	有	

※ 記入上の留意点

- ① 調査時点は、当該調査年度の4月1日とする。
- ② 各項目には、「有」又は「無」のいずれかを記入する。
- ③ 「子会社等の管理部門」は、具体的な管理部門の名称を記入する。管理部門がない場合には空欄のままにする。

〔記入例〕

子 会 社 等 財 務 報 告 書

都 道 府 県 名 (○ ○ 農 政 局)

1. 子会社等の概要

組 合 の 名 称	子会社等の名称	連結対象	持分法	法人の形態	業種区分	設立等事由	保有議決権割合					会社の役員数		財 産 状 態						損 益 状 況			剰余金の配当状況		設立年月日	備 考
		当組合保有分					組合の子会社及び子法人等保有分	他の組合保有分	その他	計	うち組合出身の役員・使用人の数	資 産 計		負 債 計		資 本 計		当期売上高	経 常 利 益	当期純利益	配 当 額					
												うち当組合に対する債権	うち当組合に対する債務	うち資本金												
(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)								
霞ヶ関農協	農林水産株式会社	○		口	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021	S55.10.1		
小 計														1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021			
〇〇農協																										
〃																										
小 計														0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
〇〇連合会																										
〃																										
小 計														0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計														1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021			

2. 記入上の留意点

- ① 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。
- ② 期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
- ③ 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに○を記入する。
- ④ 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
- ⑤ 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
- ⑥ 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
- ⑦ 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
- ⑧ 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子 会 社
ロ	子 法 人 等 (子 会 社 を 除 く)
ハ	関 連 法 人 等

4. 業種区分別会社数

区 分	業 種	会 社 数		
		組 合	連 合 会	計
A	信用事業 (信用事業子会社に該当するもの。)			0
B	共済事業 (共済事業子会社に該当するもの。)			0
C	生産資材供給 (LPG、SS事業を除く。)			0
D	生活物資供給 (Aコープ)	1		1
E	SS事業 (ガソリンスタンド)	1		0
F	LPガス事業			0
G	農機自動車販売・修理事業			0
H	農畜産物・農畜産物加工販売事業			0
I	農作業受託事業			0
J	農業経営 (農業生産法人)			0
K	リース事業			0
L	不動産事業			0
M	旅行事業			0
N	福祉事業	1		1
O	葬祭業			0
P	運送・輸送業			0
Q	その他 (上記のいずれにも該当しないもの。具体的に1の備考欄に記入。)			0
計		2	0	2

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の農業協同組合又は農業協同組合連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体 (独立行政法人を含む) と共同して事業を行うため
5	その他 (上記のいずれにも該当しないもの。具体的に6の特記事項に記入。)

6. 特記事項 (作成上の前提等を記入する。)

[記入例]

子 会 社 等 管 理 状 況 報 告 書

都 道 府 県 名 (○ ○ 農 政 局)

組合の名称	子会社等の名称	管 理 ・ 運 営 の 基 本 方 針		子会社等の管理業務の所管		理事会 (経営管理委員会を置く組合にあっては、 理事会及び経営管理委員会) への報告			監査 (関連法人等を 除く)	備 考
		組合の中長期的な経営計画及び経営戦略の中での子会社等の位置付け及び役割の明確化の有無	子会社等における経営計画及び経営戦略の策定の有無	子会社等の管理部門	子会社等管理規程の有無	子会社等 決 算 概 況	子会社等 事業実績の有無	その他理事会 が指示した事項		
霞ヶ関農協	農林水産株式会社	有	有	○ ○ 部	有	有	無	有	有	

※ 記入上の留意点

- ① 調査時点は、当該調査年度の4月1日とする。
- ② 各項目には、「有」又は「無」のいずれかを記入する。
- ③ 「子会社等の管理部門」は、具体的な管理部門の名称を記入する。管理部門がない場合には空欄のままにする。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

印

新設合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により
農業協同組合との合併により、新たに
合を設立するので、合併の認可を申請します。

農業協同組合と
農業協同組

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を議決した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書書（謄本）
- 4 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他必要な書類（総会（総代会招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）設立の理由書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

合併後存続する組合	住 所		
	組 合 名		
	代表理事	氏 名	印

合併により解散する組合	住 所		
	組 合 名		
	代表理事	氏 名	印

吸収合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により
農業協同組合との合併認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を議決した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書書（謄本）
- 4 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 合併経過を記載した書面
- 10 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）設立の理由書

6-2-1 別紙様式16 (吸収合併の認可 (法第65条の2に定める合併手続を行う場合))

番 号 年 月 日	
農林水産大臣 殿	合併後存続する組合 住 所 組 合 名 代表理事 氏 名 印
合併により解散する組合	住 所 組 合 名 代表理事 氏 名 印
吸収合併認可申請書	
農業協同組合法第65条第2項の規定により と	農業協同組合
農業協同組合との合併認可を申請します。	
(添付書類)	
1 合併の理由書	
2 合併によって消滅する出資組合が合併を議決した総会(総代会)の議事録(謄本)	
3 合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会(法第30条の2第4項の組合にあっては経営管理委員会)の議事録(謄本)	
4 合併契約書及び覚書書(謄本)	
5 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表	
6 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面	
7 合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を議決した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類	
8 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録(謄本)	
9 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類	
10 合併経過を記載した書面	
11 合併により消滅する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の数が合併後存続する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを	

証する書面

- 12 合併後存続する出資組合の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 13 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 14 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

6-1-1 別紙記載例（固定した債権の償却に関する方策）

固定した債権の償却に関する方策（記載例）

1 基本的合意事項

今回合併する〇〇組合、〇〇組合及び〇〇組合においてそれぞれが有する貸付金等の債権のうち、弁済期限到来後一年を経過しその間に元本及び利息の支払いがない等の固定した債権で、合併期日までに損害の額が確定しないため合併前に償却できないものについては、合併参加〇組合が合意の上合併組合に引き継ぐこととし、合併組合は、合併後の組合の財務の健全化を図るため、一定期間内に計画的に引継ぎを受けた固定した債権の回収・償却を行うこととする。

2 合併組合に引き継がれる固定した債権

（１）合併組合に引き継がれる固定した債権の総額は、〇〇百万円である。

（２）上記の固定した債権のうち、制度保証、金融機関保証等確実な保証のあるもので、最終の回収に懸念がない債権額は、〇〇百万円である。

内 訳

債権の種類	総 額	うち確実な保証のある債権額	備 考
信用事業貸付金			
共済事業貸付金			
〇〇〇〇			
合 計			

3 合併組合に引き継がれる貸倒引当金等

合併組合に引き継がれる貸倒引当金等の額は〇〇〇百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

内 訳

科 目	総 額	備 考
貸倒引当金		
〇〇積立金		

〇〇〇〇		
合 計		

(注) 〇〇積立金は、合併日前1年以内に終了した事業年度に係る剰余金処分によって積み立てられた金額に相当する額である。

4 固定した債権の償却等に関する計画

(1) 償却等の方針

- ① 固定した債権の回収は、担保処分等により合併後5年間を目途に計画的に行う。
- ② 固定した債権うち組合員の営農に係る部分については、営農継続の可能性の有無等について十分に検討した上で上記回収を行う。
- ③ 回収不能が明らかになった債権額については、貸倒償却を行うものとし、当該期間内に損害の確定しないものについては債権償却特別勘定の設定により間接償却を行う。

(2) 固定した債権の償却財源

固定した債権の償却財源は、①引き継いだ貸倒引当金等の取崩し、②毎事業年度の収益、③その他の財源等をもって充てる。

(3) 執行体制等

- ① 合併組合において固定した債権の整理を行う担当部署は〇〇部〇〇課とし、〇人の専属職員を配置する。
- ② 固定した債権の回収・償却状況等については、定期的に理事会に報告する。

(4) 償却等の計画

区 分	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
債権の確認及び整理方法の検討	← →				
回収の手續きに着手	← ————— →				
債権償却特別勘定による間接償却		← ————— →			
確定損害額の貸倒償却			← ————— →		

5 その他必要な事項

7-2 別紙定款例（農事組合法人定款例）

制定 平成14年3月1日
改正 平成15年3月31日
平成18年7月20日
平成18年12月18日
平成19年1月25日

農事組合法人定款例(出資制の場合)

第1章 総 則

（目的）

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

〔備考〕 7条第2号から第4号までの事業のみを行う組合においては、本条を次のように規定すること。

「第1条 この組合は、組合員の協同により農業の経営を行うことによって、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。」

（名称）

第2条 この組合は、農事組合法人〇〇組合という。

（地区）

第3条 この組合の地区は、〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇の区域とする。

〔備考〕 地区の範囲は、農民たる組合員の住所がある最小行政単位（市町村区）又はそれ以下（大字、字等）で規定することとし、最小行政単位が複数ある場合は、これを列記すること。

（事務所）

第4条 この組合の事務所は、〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇に置く。

（農業協同組合への加入）

第5条 この組合は、〇〇農業協同組合に加入するものとする。

〔備考〕 加入する農業協同組合は、この組合が組合員資格を有する農業協同組合のうちから、この組合の事業の実態に即して適当なものを選んで規定すること。

（公告の方法）

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

〔備考〕 事務所の掲示場に掲示する方法のほか、時事に関する事項を掲示する日刊新聞紙に掲載する方法により公告

を行う場合には、本条を次のように規定すること。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、〇〇において発行する△△新聞に掲載する方法によってこれをする。

(注) 1 「〇〇において発行する△△新聞」の「〇〇」には都道府県名などの発行地を記載する。なお、発行地を限定しない場合には、「〇〇において発行する」を削ること。

2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく官報に掲載する方法による場合は、「〇〇において発行する△△新聞」を「官報」に改めること。

3 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく電子公告による公告を行う場合は、次のように規定すること。

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、電子公告による公告によってこれをする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、〇〇において発行する△△新聞に掲載するものとする。

(注) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときに、官報による公告を行う場合は、「〇〇において発行する△△新聞」を「官報」に改めること。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は、次の事業を行う。

(1) 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業

(2) 農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営

(3) 前号に掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

- ① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ③ 農業生産に必要な資材の製造
- ④ 農作業の受託

(4) 前3号の事業に附帯する事業

[備考] 列挙事業中行わない事業は削ること。また、養畜等農業の一部門についての事業を行う組合は、各号中「農業」をその内容に応じてそれぞれ適当な字句に改めること。なお、水産業、産業廃棄物処理業、経営コンサルタント業その他法に規定された事業に該当しないものは、農事組合法人の定款に規定できないので、留意すること。

(員外利用)

第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第72条の8第3項に規定する範囲内とする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 この組合の組合員たる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1) この組合の地区内に住所を有する農民
 - (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
 - (3) この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人
 - (4) この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人
 - (5) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- 2 この組合の前項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であって農民でないものは、この組合との関係においては、農民とみなす。

[備考] 1 第7条第2号の事業を行わない組合においては、第1項を次のように改め、第2項を削ること。

「この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農民とする。」

- 2 例えば、酪農業に関する共同利用施設の設置を行う組合においては、「この組合の組合員たる資格を有する者は、乳牛〇頭以上を飼養する農民で、この組合の地区内に住所を有する農民とする。」とする等各組合の実態に即して組合員資格を具体的に明記すること。
- 3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第32条第2項において準用する同条第1項による組合員たる地位の継続を認める農事組合法人に関しては、本条に次の2項を加えること。

3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより、この組合の組合員でなくなった者で同法第23条第1項の認定を受けた農用地利用改善事業を行う団体（以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の理事の過半数による確認を受けたものは、引き続きこの組合の組合員とする。

- (1) その住所がこの組合の地区内にある者であること。
- (2) 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。
- (3) 農民である組合員と協同して農業の生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すると認められる者であること。

- 4 第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数は、総組合員の数の3分の1を超えないものとし、前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は、総組合員の数の2分の1から第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数を控除した数を超えないものとする。

(注) 第7条第2号の事業を行わない組合においては、

(1) 本条第1項を次のように改めること。

「この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農民とする。」

(2) 本条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、同条に次の1項を加えること。

3 前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は、総組合員の数の2分の1を超えないものとする。

4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第9条により、農業法人投資育成事業を営む株式会社からの出資を認める農事組合法人においては、本条第1項に次の1号を加えること。

(6) この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第6条に規定する承認事業計画に従って同法第2条第2項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第5条に規定する承認会社

(加入)

第10条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

4 加入の申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをした時に組合員となる。

5 出資の口数を増加しようとする組合員については、第1項から第3項までの規定を準用する。

[備考] 1 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項中「及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」を削ること。

2 現物出資を認めようとする組合においては、第1項中「引き受けようとする出資の口数」の次に「(現物出資をしようとする者にとっては、出資の目的たる財産)」を加え、第3項中「その旨を申込者に通知し、出資の払込み」の次に「(現物出資にとっては、出資の目的たる財産の給付。以下本条において同じ。)」を加えること。

3 農地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項中「口数及び」を「口数、」に改め、「常時従事するかどうか」の次に「及び農地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)」をこの組合に移転し、又はこの組合のために設定する場合においては、その農地等についての権利を加え、第2項に後段として次のように加えること。

「この場合において、この組合は、当該加入をしようとする者が組合員となることによってこの組合が農地法第2条第7項各号に掲げる要件を欠くこととなる場合には、加入の承諾をしないものとする。」

4 加入の諾否の決定を、組合員全員の同意にかからしめる場合には、本条第2項中「総会で」を「組合員全員の同意を得て」に、理事の過半数の同意にかからしめる場合には、本条第2項中「総会」を「理事会」に改めるとともに、第35条中第3号を削り第4号以下を1号ずつ繰り上げること。

(持分の譲渡)

第11条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第10条第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、同条第3項の出資の払込みは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後60日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
 - (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

[備考] 1 第7条第1号の事業を行わない組合においては、本条第1項第1号を次のように改めること。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事しないとき。

2 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項第1号を次のように改めること。

- (1) 1年間この組合の施設を全く利用しないとき
- 3 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項に次の1号を加えること。
- (5) 組合員が農地法第2条第7項第2号に規定する者に該当しなくなったとき（そのことによってこの組合が同項第2号及び第3号に掲げる要件を欠くこととなる場合に限る。）。

(持分の払戻し)

- 第15条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。
- 2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条に次の2項を加えること。

- 3 第1項の規定により、持分を払い戻す場合においてその払戻しを受けようとする者がこの組合に対し農地等についての権利を現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)した者又はその相続人であるときは、その者(持分の払戻しを受けようとする相続人が2人以上ある場合には、その全員)の申出により、その持分の全部又は一部の払戻しに代えてその出資に係る農地等についての権利（この組合に属しているものに限る。）の全部又は一部を返還するものとする。この場合において、払い戻すべき持分の額が、出資の額より減少したときは、農地等についての権利の返還に係る持分の額とその出資金額との差額に相当する金額を当該返還を受ける者から徴収する。
- 4 前項の規定により持分の払戻しに代えて農地等についての権利を返還した場合において、その農地又は採草放牧地につきこの組合が費した有益費があるときは、民法第196条第2項本文の規定に従い、これを当該返還を受ける者から徴収する。

(出資口数の減少)

- 第16条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得て、その出資の口数を減少することができる。
- 2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した出資の口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって当該農地等についての権利を返還しようとする場合においては、本条第3項中「前条第2項」を「前条第2項から第4項まで」に改めること。

第4章 出 資

(出資義務)

- 第17条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし出資総口数の100分の

〇〇を超えることができない。

[備考] 1 〇〇は、50以下とすること。

2 現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加え、定款末尾に別表を加えること。

2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数は、別表のとおりとする。

3 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退又は組合の解散等にあたって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条にさらに次の1項を加えること。

3 現物出資の目的たる農地についての権利は、当該現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)をした組合員の承認を得なければ、これを処分することができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第18条 出資1口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

第5章 役員

(役員の定数)

第19条 この組合に、役員として、理事〇人及び監事〇人を置く。

[備考] 各組合の実態に即し、役員の定数、監事の設置の有無を定めること。

(役員の選任)

第20条 役員は、総会において選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。

3 理事は、第9条第1項第1号の規定による組合員でなければならない。

[備考] 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第3項中「第9条第1項第1号の規定による」を削ること。

(役員の解任)

第21条 役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。

[備考] 監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(代表理事の選任)

第22条 理事は、代表理事〇人を互選するものとする。

(理事の職務)

第23条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

（理事の決定事項）

第24条 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。

- （１）業務を運営するための方針に関する事項
- （２）総会の招集及び総会に付議すべき事項
- （３）役員の選任に関する事項
- （４）固定資産の取得又は処分に関する事項

（監事の職務）

第25条 監事は少なくとも毎事業年度１回、この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき、総会及び代表理事に報告し、意見を述べなければならない。

- ２ 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、所管行政庁に報告しなければならない。

〔備考〕 監事を置かない組合においては、本条を削り、次条以下を１条ずつ繰り上げること。

（役員の責任）

第26条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- ２ 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- ３ 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ４ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- ５ 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

（１） 理事 次に掲げる行為

- イ 法第36条第１項又は第２項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告

（２） 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- ６ 役員が、前３項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（役員の任期）

第27条 役員の任期は、就任後３年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任及び法第95条第２項の規定による改選によって選

任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書の規定による選任が役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 役員の数がその定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

[備考] 監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(特別代理人)

第28条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第6章 総会

(総会の招集)

第29条 理事は、毎事業年度1回〇月に通常総会を招集する。

- 2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。
 - (1) 理事の過半数が必要と認めたとき。
 - (2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。
- 3 理事は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に、総会を招集しなければならない。
- 4 監事は、財産の状況又は業務の報告について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

[備考] 監事を置かない組合においては第4項を削ること。

(総会の招集手続)

第30条 総会招集の通知は、その総会の日5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
- (5) 団体への加入(〇〇農業協同組合への加入を除く。)又は団体からの脱退
- (6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

[備考] 本条第5号中「〇〇農業協同組合」は、第5条に規定する農業協同組合とし、第5条を置かない組合においては「(〇〇農業協同組合への加入を除く。)」を削ること。

(総会の定足数)

第32条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。この場合において、第36条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第33条 総会では、第30条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。ただし、第35条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第35条 次の事項は、総組合員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) この組合への加入(持分の相続又は譲受けによる加入を含む。)の承認

(4) 組合員の除名

(5) 役員の解任

[備考] 監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(書面又は代理人による議決)

第36条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。

4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第37条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録し

なければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録を作成した理事の氏名
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

[備考] 現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加えること。

- 2 総会において現物出資の目的たる財産の価額及びこれに対して与える出資の口数の決定に係る定款の変更を議決したときは、当該決議に同意した組合員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

第7章 会 計

(事業年度)

第38条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(剰余金の処分)

第39条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第40条 この組合は、出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合は、これをてん補した後の残額。第42条第1項及び第43条第1項において同じ。）の10分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第41条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

(任意積立金)

第42条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第40条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

- 2 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行

うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。
- 5 前3項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決する総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 6 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

[備考] 1 利用分量配当及び従事分量配当を優先的に行おうとする組合においては、本条第1項の次に第2項として次の1項を加え、本条第2項以下を1項ずつ繰り下げること。

2 事業の利用分量の割合に応じて配当する金額及び事業に従事した程度に応じて配当する金額の合計額は、配当に充てる金額の100分の〇に相当する金額を下ってはならないものとする。

2 出資配当を優先的に行おうとする組合においては、本条第4項を第2項とし、第2項を第3項とし、第3項を第4項とし、第1項を次のように改めること。

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員の出資の額に応じてこれをし、なお残余がある時は、組合員のこの組合の事業の利用分量の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じてこれを行う。

3 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項を次のように改め、本条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とする。

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員がこの組合の事業に従事した程度に応じてする配当とし、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。

4 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合で、出資配当をも行おうとする組合においては、本条中第2項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第2項を次のように改めること。

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員の出資の額に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合員がこの組合の事業に従事した程度に応じてこれを行う。

5 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項中「組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当、」を削り、本条中第3項を削り、第4項以下を1項ずつ繰り上げること。

(損失金の処理)

第44条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第8章 雑 則

(残余財産の分配)

第45条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。

3 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、この組合の解散について当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条第2項中「第15条第2項」を「第15条第2項から第4項まで」に改めること。

(規約)

第46条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

(1) 総会に関する規定

(2) 業務の執行及び会計に関する規定

(3) 組合員に関する規定

(4) 役員に関する規定

(5) 職員に関する規定

(6) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則

この組合の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず 年 月 日までとする。

理事 ○○○○、○○○○、○○○○

監事 ○○○○

(備考) 現物出資を認める組合においては、次の別表を加えること。

別 表

組合員の氏名	現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該組合員に与える出資口数